

行政相談

日時 2月11日(火) 午後1時30分
～3時30分

会場 中央会館(市役所隣)

内容 年金・登記・道路・河川・
窓口サービスなど、国の行政機関
の仕事についての苦情・要望・意
見など

相談員 行政相談委員
問合せ 市民課(内線700)

温かい心を
ありがとう



〈市へ 文化向上のために〉
小山内悦子 様

10万円

募集



市営住宅入居者

〈募集住宅・入居家族数などの条件〉

◆**広島団地(中央2丁目)**

2LDK(1階・浴室あり) 1戸。同居する家族が1人以上
2LDK車いす用(1階・浴室あり) 1戸。単身可

◆**西の里団地(西の里南1丁目)**

2LDK車いす用(1階・浴室あり) 1戸。単身可

*2LDK車いす用は、申込者か同居者が身体障害者手帳1～4級をお持ちで、車いすを常時使用するのが条件です。

〈共通事項〉

入居申込資格 次のいずれにも該当すること

- 市内にお住まいか通勤している持ち家がなく住宅に困っている
- 月所得額が15万8000円以下(高齢者や障がい者、就学前の子がいる世帯などは21万4000円以下)

- 住民税の納付状況が良好
- 暴力団員でない

*家族数による年間総収入の限度額は次のとおりです(給与所得者が1人の場合)。

家族数	単位:円	
	一般世帯	高齢者世帯など
1人	2,967,999	3,887,999
2人	3,511,999	4,363,999
3人	3,995,999	4,835,999
4人	4,471,999	5,311,999

必要書類 入居申込書・所得を証明する書類・住民票

*入居申込書は、申込時に配布します。

申込み 2月13日・14日に直接、

建築課(内線755)

臨時職員

一般事務職登録者

登録者から選考します。登録は、職員課にある登録カード(市のホームページ「職員・委員等募集」からも印刷可)に必要な事項を記入

確定申告・住民税申告はお早めに

問合せ
税務課(内線830)

給与・年金所得者などを対象に、所得税・復興特別所得税の確定申告と、住民税申告を次の会場で受け付けます。

■日程と会場

会場	日程	受付時間
中央会館(市役所隣)	2月3日(月)・4日(火)・10日(月)・17日(月)・18日(火)・19日(水)・20日(木)・21日(金)・24日(月)・28日(金) 3月3日(月)・4日(火)・10日(月)・11日(火)・12日(水)・13日(木)・14日(金)・17日(月)	午前9時 午後4時 (午前11時30分～午後1時を除く)
団地住民センター	2月6日(木)・7日(金)・3月7日(金)	午前9時30分
西の里会館	2月12日(水)・3月5日(水)	午後4時
夢プラザ	2月13日(木)・3月6日(木)	(午前11時30分～午後1時を除く)
大曲会館	2月5日(水)・25日(火)・26日(水)	
農民研修センター	2月14日(金)・27日(木)	

*譲渡所得と山林所得、贈与税、相続税の申告や相談は、市の申告会場ではできません。札幌南税務署で申告してください。

*営業・不動産所得のある方で確定申告をする必要がある方は、札幌南税務署で申告してください。住民税申告の方は、収支内訳書を事前に作成してから来てください。
*申告書の用紙は、税務課と各出張所、団地住民センター、エルフィンパークで配布しています。

*国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書などが作成できます。作成した申告書に必要な書類を添えて送付すると、税務署に行かなくても確定申告ができます。

■必要な書類など

- ①源泉徴収票原本
- ②印鑑
- ③銀行などの口座情報(還付される方だけ。申告者本人名義)
- ④国民年金保険料の控除証明書(保険料を納付している方)
- ⑤国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の領収書(平成25年1月～12月に支払った分)
- ⑥生命・地震保険料控除証明書
- ⑦身体障害者手帳など(本人か扶養親族が障がい認定を受けている方)
- ⑧寄付した先からの受領書など(特定の団体に支出した寄付金がある方)

◆医療費控除を受ける方

- ①～⑧のほか、次の書類が必要です。
- ⑨医療費の明細書(医療を受けた方の1年分の医療費などを病院や薬局ごとに集計したもの。事前に作成してください)
- ⑩病院や薬局、介護保険サービスの領収書やレシート

◆住宅借入金等特別控除を受ける方

- ①～⑧のほか、次の書類が必要です。
 - ⑪住民票(1月1日以降に交付されたもの)
 - ⑫登記事項証明書(土地・家屋。札幌法務局白石出張所で交付)
 - ⑬土地・家屋の取得価格が分かる書類(土地売買契約書・工事請負契約書)の写し
 - ⑭借入金の年末残高証明書(土地・家屋)
 - ⑮増築の場合は建築確認済証か検査済証の写し、増改築等工事証明書
 - ⑯改築の場合は増改築等工事証明書
 - ⑰認定長期優良住宅と認定低炭素住宅の場合は、別途書類が必要です。
- 市のホームページ「くらしの情報→税金→個人市民税」をご覧ください。

◆営業・不動産所得がある方(住民税申告だけ)

- ①～⑧のほか、次の書類が必要です。
- ⑱収支内訳書(事前に作成してください)

札幌南税務署の確定申告の受け付け

日時 2月3日(月)～3月17日(月)(土・日曜、祝日を除く)、
2月23日(日)・3月2日(日) いずれも午前9時～午後5時
場所 札幌市豊平区月寒東1条5丁目3-4